

令和6年第12回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和6年12月25日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年第12回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和6年12月25日（水） 午後3時00分から午後3時30分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和6年第12回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和6年第12回朝霞市農業委員会総会

令和6年12月25日(水)

午後3時00分から

午後3時30分まで

朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

13番 野島 一 委員 14番 須田 哲也 委員

3 提出議案

議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第32号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

議案第33号 「朝霞市農業経営基盤の強化の促進に関する計画(案)」に対する意見について

4 諸報告

(1) 報告第12号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（20人）

会	長	高橋	隆
委	員	橋本	広明
委	員	栗原	昌章
委	員	石原	実
委	員	富岡	勇一
委	員	高野	正芳
委	員	渋谷	昇
委	員	金子	靖彦
委	員	渡邊	忠
委	員	高麗	俊一
委	員	高橋	秀明
委	員	千田	理恵子
委	員	野島	一
委	員	須田	哲也
委	員	蕪木	勝美
委	員	高野	政江
委	員	浅川	秀雄
委	員	秋山	磨弥
委	員	小寺	昌
委	員	高橋	吉久

欠席委員（0人）

事務局

事	務	局	局	長	大瀧	一彦	
事	務	局	局	次	長	佐藤	たかみ
事	務	局	主	任	根古谷	哲	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・大瀧事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和6年第12回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日は年末の大変押し迫った中、お忙しい中、第12回総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

皆様におかれましてはこの1年間、農業委員会の業務に対しまして多大なご協力、ご尽力いただき、ありがとうございました。また、先日行われました人参のツボ掘りと農業祭におきまして、皆様に大変ご協力いただきまして、お餅の売り上げも40万円を超えました。ありがとうございました。

今年を振り返ってみますと、正月早々、能登半島の大地震がありまして、それからまた復興もうまくいかないところに追い打ちをかけるように集中豪雨で被害があったということで、あまり良い年ではなかったですが、来年こそは良い年になればなど期待しております。

それでは、本日も提出議案が3議案ございますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○事務局・大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を会長、よろしく願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中20名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

初めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指

があった場合には、農地法第3条の審査のほかに、農地所有適格法人の要件を満たすかも審査しなければなりません。今回は農地所有適格法人の要件を満たしているか判断するのに十分な資料が整っていなかったことから、継続審議とさせていただきます。

今回、十分な資料が整ったことから、再度審議をお願いするものでございます。
以上でございます。

○高橋会長

議案第31号につきまして、小寺 昌委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○小寺委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は12月11日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

本申請につきましては、事務局から説明がありましたとおり、農地法第3条の審査のほかに、農地所有適格法人の要件を満たすかも審査しなければなりません。

まずは、農地所有適格法人の要件を満たすかの審査に係る内容について申し上げます。

譲受人の法人形態は、公開会社でない株式会社であるため、法人形態要件を満たしています。

次に、農業の売上高が過半を占めていることから、事業要件を満たしていると認められます。

次に、農業関係者の議決権が総議決権の過半を占めていることから、議決権要件を満たしていると認められます。

最後に、役員要件を満たすかについてですが、提出された資料から、役員の過半が、法人の行う農業に年間150日以上従事しており、常時従事していると認められます。

また、役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事するかにつきましても、提出された資料から確認できます。

よって、役員要件を満たすと認められます。

以上のことから、譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしていると認められます。

次に、農地法第3条の審査に係る内容について申し上げます。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲受人が該当するか否かについて申し上げます。

初めに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者又はその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲受人が現在借りている農地はすべて耕作又は作付に向けて耕されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲受人又はその世帯員等が取得後に行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、農地所有適格法人の場合、本項目は適用されません。

また、参考として、譲受人は約472アールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、申請地は元々畑であり、また、作付計画書によると、申請地では玉ねぎの栽培を行う予定であるとのことから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、拠点となる2箇所から、25キロメートルから35キロメートル程であり問題ありません。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。わくわくどーむを出発して、はあとぴあ方面に向かいます。はあとぴあがある交差点を直進し、その次の角を右折して100メートル程進むと、右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第31号につきまして、何かご質問がございますか。高橋 秀明委員。

○高橋 秀明委員

参考までに教えていただきたいんですけど、これは法人で購入するというところで、■■■■■■■■さんのところですね。

○根古谷主任

そうです。

○高橋 秀明委員

そうですね。それでその隣の畑を購入するということで、耕作は今、たまねぎをやるって話がありましたけど、これは自分のところで子供たちにそういうことをやらせたいから畑を買うっていう意味合いでよろしいですか。

○根古谷主任

こちらはおっしゃるとおり■■■■■■■■の隣にありまして、実際に■■■の■■も耕したりということはやると聞いてはいるんですが、ただ、メインとしては農業体験の事業の一環としてやるということですので、朝霞で今回ちょうどグループ会社がありますので、その隣の農地を買って今後もほかのところを借りたり買ったりということを検討しているようです。

○高橋 秀明委員

■■■■さんは結構あちこちで畑を持っているということですか。

○根古谷主任

グループで■■■■ ■■■を立ち上げてまして、上尾と桶川、日高で全部借りている土地ではあるんですけども、それが472アールあるという状況で、今回は初めて自分で所有するという形の申請になります。

○高橋 秀明委員

472アール。すごい数字ですね。

○根古谷主任

ほかのところ、元々あったところを買収したりしているので元々それを全部借りていたわけではないんですけども、■■■■ ■■■として立ち上げて利用権を設定したところのほかに、ほかの会社を吸収合併した形なのでこの面積になっていま

す。

○高橋 秀明委員

472平方メートルかと思ってました。失礼しました。これからも■■■■さん
でちよくちよく買うかもしれないということですね。

○根古谷主任

そうですね。可能性としては考えられます。

○高橋会長

ほかにご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件の譲受人を農地所有適格法人
と認め、本申請を許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第31号につきましては、譲受人を農地所有適
格法人と認め、本申請を許可とすることに決しました。

次に、議案第32号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認につ
いて」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは4ページをご覧ください。

議案第32号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

令和6年12月25日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

大字岡字■■■■■■■■、田、畑、992平方メートル

申請人

朝霞市岡■■■■■■■■■■

■■ ■■

転用目的、貸資材置場・貸駐車場

農地区分、2種

調査説明委員、渋谷 昇 委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第32号につきまして、渋谷 昇委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渋谷委員

農地法第4条の規定による許可申請の調査は12月22日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は、宅地化の状況や事業の用に供する施設等が連たんしている区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ヘクタール未満であるため、農地区分は第2種農地にあると判断いたします。

工事計画は、許可日から1か月で行い、永久転用とのことです。

申請理由でございますが、申請者が高齢で耕作が難しくなってきたところ、資材置場・駐車場として申請地を借りたいとの申し入れがあったため、需要が見込めると考え、今回の許可申請に至ったとのことです。

農地法第4条第6項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、市内の事業者から申請地を資材置場や駐車場として借りたいとの要望があったものであり、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております。

す資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、申請地をブロックで囲ったり、出入口付近をアスファルト舗装したりすることから、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、5ページをご覧ください。まず、朝霞市博物館を出発して県道に出ます。その後、志木市方面に60メートル程進むと右手にセブンイレブンが見えますので、その手前で右折します。そのまま道なりに約480メートル進んで左折し、更に20メートル程進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第32号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第32号につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第33号「朝霞市農業経営基盤の強化の促進に関する計画(案)」に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

議案第33号「朝霞市農業経営基盤の強化の促進に関する計画(案)」に対する意見について

令和6年12月25日提出

別紙のとおり。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○佐藤事務局次長

議案第33号「朝霞市農業経営基盤の強化の促進に関する計画(案)」についてご説明いたします。

9ページになります。まず「朝霞市農業経営基盤の強化の促進に関する計画(案)」というのは一般に地域計画といわれるものでして、令和5年4月施行の農業経営基盤強化促進法の改正によって市町村が、地域での話し合いにより地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確化したものを策定することとなりました。こちらが地域計画と呼ばれるものです。こちらの策定は令和7年3月までとなっており、今回、地域計画(案)及び目標地図(案)について審議をお願いするものです。

今回作成しました地域計画ですが、対象地域は市街化調整区域であり、農業後継者も比較的多く、市の計画等もない浜崎下地区を対象地区といたしました。

地域計画策定までの工程としまして、昨年12月に浜崎下地区の現状や所有者の意向を把握するためアンケート調査を実施し、そのアンケート結果を基に区域内の農地の保有及び利用状況、今後の意向等を地図に落とし込み現況図を作成しました。

その後、浜崎下地区の関係者の方を対象に、協議の場を開催しました。協議の場とは、地域の関係者の話し合いにより目標地図の素案を基に情報を共有し、10年後の地域農業のあり方を決めるもので、そちらの方を7月と11月の2回開催し、その中で今回の地域計画(案)及び目標地図(案)を作成したものです。こちらの9ページの地域計画(案)につきましては話し合いの結果まとめたもので、まず地域における農業の将来のあり方、農地利用の面、浜崎下地区については14ヘクタールとなっております。

こちらの浜崎下における(2)が地域農業の現状及び課題、(3)につきましては地域農業における将来のあり方、こちらの方を記載しております。

次に、農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標としましては、農業規模を拡大しても良い担い手を中心として地域の農業関係者とも調整しながら農地中間管理事業を活用して集約を進めるというのを目標とし

て挙げております。

次ページをご覧ください。3では農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置としまして、5項目挙げております。

4の地域内の農業を担う者としましては、浜崎下地区で農業、耕作をしていらっしゃる認定農業者の方を対象としまして、こちらを今後の農業を営む方として位置づけています。こちらの方たちの所有地を色で表示したものが目標地図になります。

今、6名の方を今後の担い手として位置づけさせていただきまして、こちらの方を3月までで策定という形で行ってまいりたいと思います。こちらの地域計画はこちらが決めて終わりではないので、策定後も実情に応じて定期的に見直しをはかっていくこととしております。

こちらにつきまして、ご審議の程、お願いいたします。

○高橋会長

本議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項に基づき、別紙地域計画案について農業委員会に対し意見を求められたものでございます。

資料の9ページをご覧ください。ここから13ページまでの地域計画案について、意見を求めます。

意見はございますでしょうか。高野正芳委員。

○高野正芳委員

アンケートを取られたということでしたけれども、どんな意見があったんでしょうか。

○佐藤事務局次長

アンケートは昨年12月に浜崎下地区の方を対象に行いました。今後の農業に対する意向調査という形で行いまして、農業経営について、専業農家なのか兼業農家なのか、という質問から農地利用についてという形で、まず農業経営に関しては専業農家がお一人、兼業農家が29世帯、農家ではない、会社員等という方が27世帯いらっしゃいました。

現在の農地利用に関しては、自ら耕作している、後継者が耕作していらっしゃる

という方が44世帯、貸している、何もしていないという方が28世帯ございました。

こちらのアンケート結果ですが、アンケートに関しましては合計91人の方にアンケートを送らせていただきまして、回答が58件いただきました。こちらの58件を基に集計をさせていただいています。後継者の状況についても確認しましたけれども、後継者の方がいる世帯が約半数、29世帯、なしという方も26世帯という形で後継者のいない方がやはり半分近くを占めているという形です。

農業経営に関する意向に関しましては規模拡大、現状維持、こちらの方が34、半分よりちょっと多いくらいですね。規模縮小、経営移譲、お辞めになりたいという方も半数近くいらっしゃいます。

今回の10年後の農業経営ということで、こちらのアンケートをしたんですけれども、やはり現状維持もしくはわからないという方が半数を占めていらっしゃいます。以上がアンケート結果です。

○高橋会長

そのほかにございますか。高橋 吉久委員。

○高橋 吉久委員

ちょっと確認でよろしいですか。この土地の中に和光市の方がいらっしゃったような気がするんですが、その人なんかはどうなんでしょうか。

○佐藤事務局次長

その方はですね、協議の場などにもいらっしゃらなくて意向の方がはっきりと確認できていないので、今回の目標地図の方には今後の担い手としては落としていないんですけれども。

○高橋 吉久委員

作物的にあまり可能性のある方ではなかった気がしたものですから、今回どうなったのかなと思ひまして。

○佐藤事務局次長

今回の地図には入っておりません。

○大瀧事務局長

今後この目標地図につきましては毎年のように意向を確認するという作業が入ってきますので。その都度対応していきます。

○高橋 吉久委員

わかりました。

○高橋会長

そのほかにございますか。意見なしということによろしいですか。

(なし、の声)

ただ今、「意見なし」との発言がございました。

今回の地域計画案については、「意見なし」で決定してよろしいかお諮りします。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第33号につきましては、意見なしとすることに決定いたしました。

次に、諸報告を行います。報告第12号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、1月28日(火)午後3時からです。場所は、市役所別館2階、全員協議会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和6年第12回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

13番 野島 一 委員

14番 須田 哲也 委員

令和7年1月28日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員